

# 負担限度額認定申請書の添付書類について

本人、配偶者名義のすべてのものが対象となります。

※世帯分離している配偶者や内縁関係の者についても配偶者として対象になります。

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
<input type="checkbox"/> 預貯金 (普通預金・定期預金)	すべての通帳の写し ※最近使用していない通帳や残高の少ない通帳も全て必要です ※必ず申請前に通帳の記帳をお願いします 通帳のコピー箇所 ① 通帳を開いた1ページ目 (銀行名、支店名、口座番号、口座名義人の確認できるページ) ② 申請日の直近2カ月の取引の流れと最新の残高が確認できるページ ※年金受給のある方は年金の振り込みが分かる部分も必要 ※多額の引き出しがある場合は領収書の写しを添付してください ※直近2カ月以内に通帳を繰り越した場合は旧通帳の履歴も必要 ③ 定期預金がある場合は定期預金のページ 通帳後方を確認いただき、預金があればそのページの写し
<input type="checkbox"/> 有価証券 (株式(株券)、国債、地方債、社債など)	証券会社や銀行の口座名義と口座残高の記載箇所の写し (ウェブサイトの写しも可)
<input type="checkbox"/> 金・銀 (積立購入を含む)	購入先の銀行等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し (ウェブサイトの写しも可)
<input type="checkbox"/> 投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し (ウェブサイトの写しも可)
<input type="checkbox"/> 出資金 (JA・信用金庫など)	出資金がわかるもののコピー (出資証券・残高通知の写し、残高証明も可)
<input type="checkbox"/> 現金 (タンス預金)	添付書類は必要ありませんが、金額を申告してください 金額は自己申告
<input type="checkbox"/> 負債 (借入金・住宅ローン等) ※上記預貯金等の資産から差し引いて計算します。 ただし、営む事業に関する負債は除きます。	借入金、住宅ローンなどの借用証書(貸付金額、返済期日等が記載され署名、捺印がある金銭消費貸借契約書等)の写し ※申請日の直近2ヶ月以内の残高が分かるもの ※上記の預貯金等の資産の合計額だけで基準額を超えない場合には提出不要

申告不要な資産⇒生命保険、自動車、貴金属(腕時計、宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、その他高価な価値のあるもの(絵画、骨とう品、不動産、家財など)

本申請に係る添付書類は毎年提出が必要となります。(生活保護受給者のみ省略可)